

諮問番号：平成28年度諮問第1号

答申番号：平成28年度答申第1号

答申書

平成28年10月12日付け上市民第〇〇〇号をもって上尾市長から諮問があった「上尾市長による平成28年度分の国民健康保険税の賦課決定の処分についての審査請求に係る事件」（審査請求人 〇〇〇〇）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり答申する。なお、本答申中の略字は、審理員意見書のそれと同様である。

第1 審査会の結論

本件審査請求について、棄却されるべきとの審査庁の裁決の考え方は、妥当である。

第2 審査関係人の請求の趣旨及び主張の要旨

1 審査請求人の請求の趣旨及び主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件賦課決定処分の取り消し及びその決定税額の再審査並びに減額を求める。

(2) 審査請求人の主張の要旨

ア 後期高齢者は、資産を持っていないという発想は、間違っていると思う。なぜなら各経済統計を見ると、現役世代より高齢者の方が、資産を有しているということが判る。その一例として、振り込め詐欺で被害者(ほとんど高齢者)が500万、1,000万円という金額で詐欺にあっている現状を見ると、とても資金を持っていないというのは理由にならない。

イ 健康保険税を支払うことが、いかに大変であるという現実直面し、生活費を切り詰めているのに、後期高齢者支援として14万円もの負担は高額すぎて支払うことが困難である。昨年度の健康保険税が11億円の黒字という、税の負担を考えると徴収しすぎという気持ちを禁じ得ない。無理に徴収されれば、多少でも先のある世代は苦しくなり、病院にいけなくなり、重症化してしまう。多額な徴収は改めてほしい。

ウ 審査請求人は、配偶者との2人世帯である。いわゆる「老老介護」の負担を避けるため、2人分の老人ホームの入所資金に充てる目的で、昨年に土地を売却した。そのため昨年分の所得が高額となった。所得税や

市県民税などの税額が上がるという話は聞いてはいたが、想定していたよりもかなり高額であった。現在の収入は年金収入のみであり、1ヶ月当たり約〇〇万円である。その中から、国民健康保険税だけで8万円超が徴収されているのである。老人ホームの入所資金も支払えなくなった。法令に抵触していなくとも、不当に高額である。

2 処分庁の弁明の趣旨及び主張の要旨

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求には理由がないから、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の要旨

ア 本件賦課決定処分の根拠となる事実について

審査請求人及び世帯員1人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に上尾市国民健康保険の被保険者となり、平成28年度の賦課期日である平成28年4月1日現在においても、上尾市国民健康保険の被保険者であり、審査請求人及び世帯員1人の、2人で世帯を構成している。

また、審査請求人の属する世帯の平成27年中の所得は〇〇〇〇〇〇〇円であり、平成28年度における固定資産税額は賦課されておらず、また、介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者に該当する者はいない。

イ 本件賦課決定処分に係る税額の算出について

本件賦課決定処分に係る国民健康保険税額 650,000 円は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び条例に基づき次の算式により算出されたものである。

(ア) 基礎課税額

a 基礎課税額所得割額

$$(\text{〇〇〇〇〇〇〇円}-330,000 \text{円}) \times 6.8\% = \text{〇〇〇〇〇〇〇円}$$

(基礎控除後の所得割額等の「100分の6.8」：条例第3条)

b 基礎課税額資産割額 0円×30%=0円

(固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の「100分の30」：条例第4条)

c 基礎課税額均等割額 10,000円×2人=20,000円

(被保険者均等割額「10,000円」：条例第5条)

d 基礎課税額平等割額 15,000円

(世帯別平等割額「15,000円」：条例第5条の2)

e a+b+c+d=〇〇〇〇〇〇〇円

f 基礎課税額 510,000円

(e が基礎課税額賦課限度額を超える場合にあっては基礎課税額賦課限度額。基礎課税額賦課限度額「510,000 円」：条例第 2 条第 2 項)

(イ) 後期高齢者支援金等課税額

a 後期高齢者支援金等課税額所得割額

$(\text{〇〇〇〇〇〇〇円}-330,000 \text{ 円}) \times 1.5\% = \text{〇〇〇〇〇〇円}$

(基礎控除後の所得割額等の「100分の1.5」

: 条例第 5 条の 3)

b 後期高齢者支援金等課税額均等割額

$8,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 16,000 \text{ 円}$

(被保険者均等割額「8,000 円」：条例第 5 条の 4)

c $a+b = \text{〇〇〇〇〇〇円}$

d 後期高齢者支援金等課税額 140,000 円

(c が後期高齢者支援金等課税額賦課限度額を超える場合にあっては後期高齢者支援金等課税額賦課限度額。後期高齢者支援金等課税額賦課限度額「140,000 円」：条例第 2 条第 3 項)

(ウ) 国民健康保険税課税額

(ア)の f + (イ)の d = 650,000 円

(国民健康保険税の課税額は基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の合算額：条例第 2 条第 1 項)

以上のとおり、本件賦課決定処分は、適法且つ適正に行われている。

第 3 審理員意見書の要旨

1 税額の算定について

「2 処分庁の弁明の趣旨及び主張の要旨」の「(2) 処分庁の主張の要旨」の「ア 本件賦課決定処分の根拠となる事実について」に記載された事実を、条例中の税額算定に関する規定に当てはめて、審査請求人に課する平成 28 年度分の国民健康保険税額を算定したところ、当該税額は、処分庁の主張する本件賦課決定処分の決定税額と同じ額となった。

2 条例の規定について

条例の規定そのものが地方税法に違反しているか否かについて検討する。

(1) 審査請求人は、反論書において「後期高齢者支援金分として 14 万円もの負担は高すぎて支払うことが困難である。」と記述している。国民健康保険税の納税義務者に対して課する税額のうち後期高齢者支援金等課税額相当分があることについては、地方税法第 703 条の 4 第 1 項及び

第2項に規定されている。したがって、本件賦課決定処分による国民健康保険税の決定税額65万円のうちに後期高齢者支援金等課税額の14万円が含まれていること自体は、違法ではない。

(2) しかしながら、地方税法第703条の4第19項には「後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。」と規定されている。したがって、後期高齢者支援金等課税額の限度額を14万円と規定した条例第2条第3項ただし書の規定が、この地方税法の規定に違反していないかについて検証する必要がある。

(3) 上記(2)の「政令で定める金額」は、本件賦課決定処分に係る賦課期日である平成28年4月1日時点での地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の88の2第2項に規定する19万円であるので、限度額を14万円と定めた条例第2条第3項ただし書の規定が地方税法の規定に反しているということはない。

同様に、基礎課税額の条例上の限度額である51万円についても、地方税法施行令第56条の88の2第1項に規定する上限額54万円を下回っているので、当該限度額を定めた条例第2条第2項ただし書の規定が地方税法第703条の4第11項の規定に反しているということはない。

なお、条例の他の規定においても、地方税法に反している点は認められない。

3 結論

上記1及び2より、本件賦課決定処分による決定税額は、適法に算出され、誤りのないことが認められる。さらに、条例の規定は、地方税法に違反していないことが認められる。よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審査庁の裁決の考え方

審査庁は、平成28年10月11日に審理員意見書及び事件記録の提出を受け、それらの内容等を検討したところ、審理員意見書における事実認定、法令の解釈等のみならず、それによって導かれた結論は適正であった。

したがって、審査庁の裁決の考え方は、上記審理員意見書に基づき、裁決の主文は、「棄却」とし、その理由は、審理員意見書の「第3 理由」と同趣旨の内容とするのが正当と考えるものである。

審査庁の裁決の考え方は、以上のとおりであるが、上尾市行政不服審査会において、その当否について、審査願いたい。

第5 調査審議の経過

平成28年10月12日 審査庁より諮問

平成28年10月27日 調査審議

平成28年11月29日 答申に係る審議

第6 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性

審査会は、事件記録を精査・検討したところ、審理員は、審査請求人に対し、弁明書の送付及び反論書等の提出について通知しており、また、審査請求人に対し、口頭意見陳述の実施について、その希望の有無を確認し、また、審査関係人に対し、審理手続の終結について通知し、その他法に基づく必要な手続を履践していることが認められる。

したがって、審理手続は適正に行われているといえることができる。

2 裁決についての考え方の適正性

審査庁の裁決についての考え方が適正であるか検討する。

(1) 本件賦課決定処分について

ア 本件賦課決定処分の根拠となる事実について

平成28年度の賦課期日である平成28年4月1日現在において、審査請求人は、上尾市国民健康保険の被保険者であり、条例第1条第1項及び第8条の規定により、審査請求人に対して上尾市長が国民健康保険税を課すること自体に問題はない。

審査請求人が属する世帯の国民健康保険加入者は、審査請求人本人及び世帯員1人の計2人で構成されている。また、審査請求人の属する世帯の平成27年中の総所得金額は〇〇〇〇〇〇〇円であり、平成28年度における固定資産税は賦課されておらず、また、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者に該当する者はいない。

以上の事実については、争いがないことが認められる。

イ 本件賦課決定処分に係る税額の算出について

国民健康保険税は、地方税法第703条の4の規定により国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険被保険者につき算定した基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額の合算額とすることとされており、これを国民健康保険の被保険者である世帯主に対し賦課することとされている。

上尾市においては、地方税法第703条の4第5項に定める基礎課税額

については条例第2条第2項により所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とすることと規定し、条例第3条第1項において所得割額の税率を「100分の6.8」と、条例第4条において資産割額の税率を「100分の30」と、条例第5条において被保険者均等割額を「1万円」と、条例第5条の2において世帯別平等割額を「1万5,000円（ただし、同条に規定する特定世帯にあつては7,500円、同条に規定する特定継続世帯にあつては1万1,250円）」とそれぞれ規定している。また、地方税法第703条の4第14項に定める後期高齢者支援金等課税額については条例第2条第3項により所得割額及び被保険者均等割額の合算額とすることと規定し、条例第5条の3において所得割額の税率を「100分の1.5」と、条例第5条の4において被保険者均等割額を「8,000円」と規定している。

なお、地方税法第703条の4第6項及び第15項において、条例第2条第2項及び第3項に規定する所得割の課税対象額は「基礎控除後の総所得金額等」と規定されているが、この基礎控除については、市町村民税の所得控除に関する規定である地方税法第314条の2第2項において「33万円を控除するものとする。」と規定されている。

地方税法第703条の4第11項の規定に基づき、基礎課税額に係る課税限度額を条例第2条第2項ただし書において51万円と定めている。また、地方税法第703条の4第19項の規定に基づき、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を条例第2条第3項ただし書において14万円と定めている。

以上より、本件賦課決定処分に係る国民健康保険税額65万円は、地方税法及び条例に基づき次の算式により算出されたものであることが認められる。

(ア) 基礎課税額

a 基礎課税額所得割額

$$(○○○○○○○円-330,000円) \times 6.8\% = ○○○○○○円$$

(基礎控除後の所得割額等の「100分の6.8」：条例第3条)

b 基礎課税額資産割額 0円 \times 30% = 0円

(固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の「100分の30」：条例第4条)

c 基礎課税額均等割額 10,000円 \times 2人 = 20,000円

(被保険者均等割額「10,000円」：条例第5条)

d 基礎課税額平等割額 15,000円

(世帯別平等割額「15,000円」：条例第5条の2)

e $a+b+c+d=000000$ 円

f 基礎課税額 510,000 円

(e が基礎課税額賦課限度額を超える場合にあっては基礎課税額賦課限度額。基礎課税額賦課限度額「510,000 円」：条例第 2 条第 2 項)

(イ) 後期高齢者支援金等課税額

a 後期高齢者支援金等課税額所得割額

$(00000000\text{円}-330,000\text{円})\times 1.5\%=000000$ 円

(基礎控除後の所得割額等の「100分の1.5」：条例第 5 条の 3)

b 後期高齢者支援金等課税額均等割額

$8,000\text{円}\times 2\text{人}=16,000\text{円}$

(被保険者均等割額「8,000 円」：条例第 5 条の 4)

c $a+b=000000$ 円

d 後期高齢者支援金等課税額 140,000 円

(c が後期高齢者支援金等課税額賦課限度額を超える場合にあっては後期高齢者支援金等課税額賦課限度額。後期高齢者支援金等課税額賦課限度額「140,000 円」：条例第 2 条第 3 項)

(ウ) 国民健康保険税課税額

(ア)の f + (イ)の d=650,000 円

(国民健康保険税の課税額は基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の合算額：条例第 2 条第 1 項)

(2) 条例の規定について

条例の規定が、地方税法に違反しているか否かについて、審査会においても検討する。

ア 後期高齢者支援金等課税額について

審査請求人は、反論書において「後期高齢者支援金分として14万円もの負担は高すぎて支払うことが困難である。」と主張している。

地方税法第 703 条の 4 第 1 項及び第 2 項において、国民健康保険税の納税義務者に対して課する税額のうち後期高齢者支援金等課税額相当分があることが規定されている。したがって、本件賦課決定処分による国民健康保険税の決定税額のうち後期高齢者支援金等課税額が含まれていることは、違法ではない。

イ 基礎課税額賦課限度額について

地方税法第 703 条の 4 第 1 項には「基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。」と規定されている。この「政令で定める金額」は、本件賦課決定処分に係る

賦課期日である平成28年4月1日時点での地方税法施行令第56条の88の2第1項によると、54万円である。そこで条例を確認すると、条例第2条第2項において、基礎課税額賦課限度額が51万円と規定されている。よって、基礎課税額賦課限度額についての条例の規定は、地方税法第703条の4第11項に違反していないことが認められる。

ウ 後期高齢者支援金等課税額賦課限度額について

地方税法第703条の4第19項には「後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。」と規定されている。この「政令で定める金額」は、本件賦課決定処分に係る賦課期日である平成28年4月1日時点での地方税法施行令第56条の88の2第2項によると、19万円である。そこで条例を確認すると、条例第2条第3項において、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額が14万円と規定されている。よって、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額についての条例の規定は、地方税法第703条の4第19項に違反していないことが認められる。

エ その他

条例の他の規定についても、地方税法に違反している点は認められない。

(3) 帰結

以上のように、審査会は、上記第4の審査庁の裁決の考え方の「理由」について、審理員意見書及び事件記録に基づいて精査・検討したところ、事実の認定は正当に行われ、認定事実の条例への当てはめ及び条例の規定が地方税法に違反していないことの検証は、適正になされている。その他理由の不備・理由の食い違い等の違法・不当な点も認められない。

したがって、上記「理由」によって導かれる「棄却」との主文も正当であり、審査庁の上記第4の審査庁の裁決の考え方は適正である。

第7 付言

本件賦課決定処分については、地方税法及び条例に照らし検討したところ、違法又は不当な点は認められないが、審査請求人の口頭意見陳述により認められる本件審査請求の背景事情（前記 第2. 1. (2). ウ 参照）については、今後誰しも直面する可能性があるものと考えられる。納税者に寄り添った税務行政の推進は、行政と納税者の信頼関係の構築には不可欠であると言える。税の賦課決定を行う処分庁にあっては、例えば、市民税及び国民健康保険税等、所得が発生した翌年に課税されるものについては、事前の情報提供を積極的に行う等、丁寧な対応に努められたい。法令に基づく正当な処分であるとはいえ、

納税者の理解を最大限得られるよう尽力されることを期待し、付言とする。

答申に関与した委員

上尾市行政不服審査会

会長 佐世 芳

委員 木村 裕二

委員 寺山 一男

以上